福島県地域防災計画

（一般災害対策編）

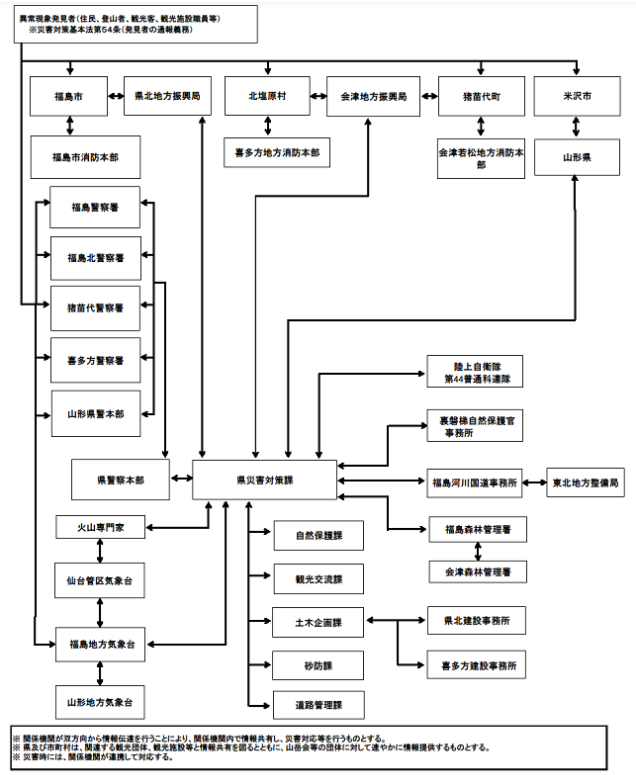
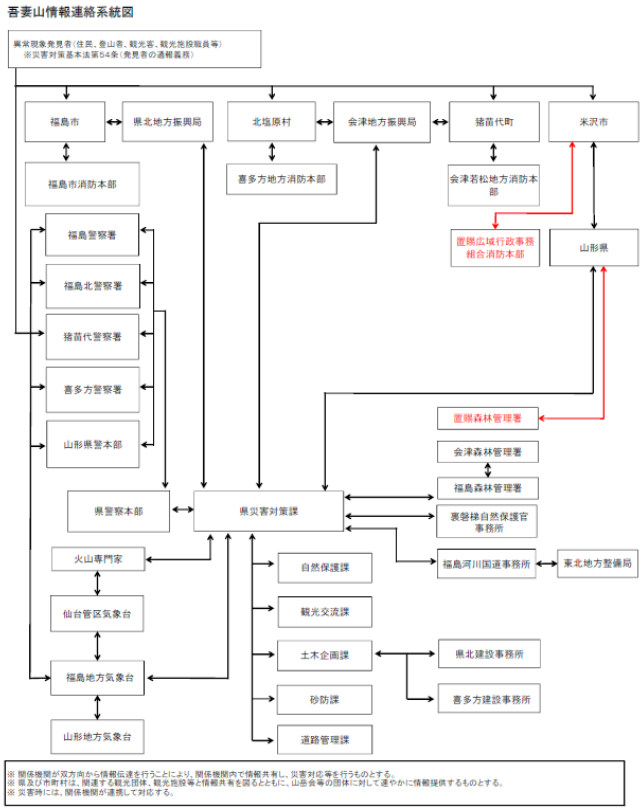
新旧対照表

令和８年　月

福島県地域防災計画修正　新旧対照表（一般災害対策編）

章-節	現行	修正後	修正理由
5-1	第１　火山災害対策について ２　本県の火山の概況 （略） 全国には 111 の活火山があり、このうち、福島県内に影響を及ぼす火山として、吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳は、火山調査研究推進本部が選定している「火山防災のために監視・観測体制 の充実等が必要な火山」に該当し、火山災害警戒地域が指定されており、仙台管区気象台及び気象庁が常時観測・監視している。	第１　火山災害対策について ２　本県の火山の概況 （略） 全国には 111 の活火山があり、このうち、福島県内に影響を及ぼす火山として、吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳は、火山調査研究推進本部が選定している「活動火山対策のために観測、測量、調査及び研究の充実等が必要な火山」に該当し、火山災害警戒地域が指定されており、仙台管区気象台及び気象庁が常時観測・監視している。	火山調査研究推進本部により再選定されたため
5-2	第１　本県の火山防災協議会 １（略） ２　噴火警戒レベルの運用 （一部略） なお、登山者・入山者等への対応については噴火警戒レベル表に示されるとおりであり、県（環境共生総室、道路総室）及び市町村は噴火警報レベルに応じて立入規制等を行うものとする。	第１　本県の火山防災協議会 １（略） ２　噴火警戒レベルの運用 （一部略） なお、登山者・入山者等への対応については噴火警戒レベル表に示されるとおりであり、県（環境共生総室、道路総室）及び市町村は噴火警戒レベルに応じて立入規制等を行うものとする。	誤字修正
5-2	吾妻山の噴火警戒レベル表（噴火警戒レベル１の「住民等の行動及び登山者・入山者等への対応」）状況に応じて火口内への立入規制、特定地域の避難の準備等が必要。 安達太良山の噴火警戒レベル表（噴火警戒レベル１の「想定される現象等」） （略） 安達太良山の噴火警戒レベル表（噴火警戒レベル４の「想定される現象等」）・火口から概ね４km 以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性（火砕流・火砕サージは居住地近くまで）。 （略） 安達太良山の噴火警戒レベル表（噴火警戒レベル５の「想定される現象等」）・火口から概ね４km 以内の居住地域に大きな噴石が	吾妻山の噴火警戒レベル表（噴火警戒レベル１の「住民等の行動及び登山者・入山者等への対応」）状況に応じて火口周辺への立入規制、特定地域の避難の準備等が必要。 安達太良山の噴火警戒レベル表（噴火警戒レベル１の「想定される現象等」） （略） 安達太良山の噴火警戒レベル表（噴火警戒レベル４の「想定される現象等」）・火口から概ね４km 以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性（火砕流・火砕サージは居住地域近くまで）。 （略） 安達太良山の噴火警戒レベル表（噴火警戒レベル５の「想定される現象等」）・火口から概ね４km 以内の居住地域に大きな噴石が	表現の修正 【参考資料】気象庁ホームページ.「吾妻山の噴 火警戒レベル」 https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level/PDF/level_213.pdf 表記の修正 【参考資料】気象庁ホームページ.「安達太良山 の噴火警戒レベル」 https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level/PDF/level_214.pdf

福島県地域防災計画修正　新旧対照表（一般災害対策編）

章-節	現行	修正後	修正理由
	飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している（火砕流・火砕サージは居住地近くまで）。 （略）	飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している（火砕流・火砕サージは居住地域近くまで）。 （略）	表記の修正
5-2	噴火警戒レベルが運用されていない火山（沼沢、燧ケ岳）の場合（予報の「火山活動の状況」）火山活動は静穏。火山活動の状況によって～（略）	噴火警戒レベルが運用されていない火山（沼沢、燧ケ岳）の場合（予報の「火山活動の状態」）火山活動は静穏。火山活動の状況によって～（略）	表記の修正
5-2	吾妻山情報連絡系統図  	吾妻山情報連絡系統図  	吾妻山防災協議会構成機関である置賜森林管理署、置賜消防本部を追加

福島県地域防災計画修正　新旧対照表（一般災害対策編）

章-節	現行	修正後	修正理由
5-2	第３　防災対策の推進 (1) 福島地方気象台、山形地方気象台（吾妻山のみ）及び仙台管区気象台は～（略） (2) 県（危機管理総室、環境共生総室、観光交流局、農林水産部関係総室、河川港湾総室）、市町村及び防災関係機関は～（略） ア　避難施設（退避舎、退避壕等）の整備 イ　防災営農施設の整備 ウ　降灰除去事業 エ　治山治水事業 オ　砂防事業 カ　河川の水質汚濁防止措置 キ　火山現象の調査、研究及びその成果の普及 ク　市町村が行う事業等に対する必要な助言又は指導 （略） (3) 県（知事公室、危機管理総室、情報統計総室）及び市町村は、登山者や観光客等に対する携帯端末を活用した情報伝達の充実を推進する。 ４　（新設）	第３　防災対策の推進 １ 福島地方気象台、山形地方気象台（吾妻山のみ）及び仙台管区気象台は～（略）。 ２　県（危機管理総室、環境共生総室、観光交流局、農林水産部関係総室、河川港湾総室）、市町村及び防災関係機関は～（略） (1)　避難施設（退避舎、退避壕等）の整備 (2)　防災営農施設の整備 (3)　降灰除去事業 (4)　治山治水事業 (5)　砂防事業 (6)　河川の水質汚濁防止措置 (7)　火山現象の調査、研究及びその成果の普及 (8)　市町村が行う事業等に対する必要な助言又は指導 （略） ３　県（知事公室、危機管理総室、情報統計総室）及び市町村は、登山者や観光客等に対する携帯端末を活用した情報伝達の充実を推進する。 ４　県（危機管理総室）、市町村及び防災関係機関は大規模噴火による降灰に伴う被害の軽減を図るため、住民の安全確保対策など、広域に降り積もる火山灰への対策の推進に努めるものとする。対策の策定に当たっては、可能な限り降灰域内にとどまり自宅等で生活を確保することを基本としつつ、状況によっては直ちに命の危険がある場合も想定して避難等の行動をとる必要があることを考慮するものとする。	附番の適正化 防災基本計画の修正による

福島県地域防災計画修正　新旧対照表（一般災害対策編）

5-3

現行

第１　活動体制

(1)　県の活動体制

【火山災害対策に係る配備基準】

配備区分	配備体制	配備時期
事前配備	（略）	（略）
警戒配備	（略）	（略）
特別警戒配備	（略）	１　噴火警報（火口周辺）の発表により噴火警戒レベルが＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿３（入山規制）に引き上げられ、危機管理部長が必要と認めたとき。 ２　噴火警報（居住地域）の発表により噴火警戒レベルが４（高齢者等避難）に引き上げられたとき。 ３　その他特に危機管理部長が必要と認めたとき。
特別警戒本部体制	（略）	（略）
災害対策本部体制	（略）	１　噴火警報（居住地域）の発表により噴火警戒レベルが＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿５（避難）に引き上げられたとき。 ２　火山災害が発生し、広域的な応急対策が必要又は必要となると認められるとき。 ３　その他特に知事が必要と認めたとき。

(2)　地方本部体制

（略）

修正後

第１　活動体制

１　県の活動体制

【火山災害対策に係る配備基準】

配備区分	配備体制	配備時期
事前配備	（略）	（略）
警戒配備	（略）	（略）
特別警戒配備	（略）	１　噴火警報（火口周辺）の発表により噴火警戒レベルが２（火口周辺規制）又は３（入山規制）に引き上げられ、危機管理部長が必要と認めたとき。 （削除） ２　その他特に危機管理部長が必要と認めたとき。
特別警戒本部体制	（略）	（略）
災害対策本部体制	（略）	１　噴火警報（居住地域）の発表により噴火警戒レベルが４（高齢者等避難）又は５（避難）に引き上げられたとき。 ２　火山災害が発生し、広域的な応急対策が必要又は必要となると認められるとき。 ３　その他特に知事が必要と認めたとき。

２　地方本部体制

（略）

修正理由

附番の適正化

配備基準の見直しによる（特別警戒配備及び災害対策本部設置の基準を前倒しとする）

附番の適正化

福島県地域防災計画修正　新旧対照表（一般災害対策編）

章-節	現行	修正後	修正理由
	(3) 市町村の活動体制 （略） (4) 指定地方行政機関等の活動体制 （略）	3 市町村の活動体制 （略） 4 指定地方行政機関等の活動体制 （略）	附番の適正化 附番の適正化
5-3	第２　噴火警報等の伝達 １　噴火警報等の種類 （略） （1）噴火警報 噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表されるもの。 「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」又は「噴火警報」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」又は「火口周辺警報」として発表。 （略） （2）（略） （3）噴火速報 噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。噴火速報は以下のような場合に発表する。 ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・噴火警報が発表されている常時観測山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。	第２　噴火警報等の伝達 １　噴火警報等の種類 （略） （1）噴火警報 噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表されるもの。 「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」又は「噴火警報」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」又は「火口周辺警報」として発表。 （略） （2）（略） （3）噴火速報 噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。噴火速報は以下のような場合に発表する。 ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合	気象庁ホームページに掲載されている説明文に併せて修正 【参考資料】 ・気象庁ホームページ「噴火警報・予報の説明」 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kazan/volinfo.html ・気象庁ホームページ.「噴火速報の説明」 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kazan/funkasokuho/funkasokuho_toha.html

福島県地域防災計画修正　新旧対照表（一般災害対策編）

章-節	現行	修正後	修正理由
	※噴火の規模が確認できない場合は発表する。なお、噴火の発生を確認するにあたっては気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。 (4) 火山の状況に関する解説情報 噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではない時点で、その後の活動の推移によっては噴火警報を発表し～（略） (5)（略） (6) 火山ガス予報居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表。 （以下略） 2　伝達気象官署 気象庁及び仙台管区気象台は、噴火警報等を発表し、福島地方気象台を通じて伝達される。 3　伝達系統	※噴火の規模が確認できない場合は発表する。なお、噴火の発生を確認するにあたっては気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。 (4) 火山の状況に関する解説情報 現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し～（略） (5)（略） (6) 火山ガス予報居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表。 （以下略） 2　伝達気象官署 気象庁及び仙台管区気象台は、噴火警報等を発表する。発表した噴火警報等は、気象庁、仙台管区気象台又は福島地方気象台が伝達する。 3　伝達系統	・気象庁ホームページ「『火山の状況に関する解説情報』の説明」 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kazan/volinfokaisetsu/volinfokaisetsu.html#volkaisetsu2 ・気象庁ホームページ「火山ガス予報の説明」 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kazan/volinfogass/volinfogass.html 伝達系統の変更を反映

現行

伝達官署・火山	伝達先	火山名					
		吾妻山	安達太良山	磐梯山	燧ヶ岳	沼沢	那須岳
福島地方気象台	福島県（危機管理総室）	○	○	○	○	○	○
	福島県警察本部	○	○	○	○	○	○
	福島海上保安部	○	○	○	○	○	○
	福島森林管理署	○	○	－	－	－	○
	会津森林管理署	○	○	○	○	○	－
	東北地方整備局福島河川国道事務所	○	○	○	○	○	○

修正後

伝達官署・火山	伝達先	火山名					
		吾妻山	安達太良山	磐梯山	燧ヶ岳	沼沢	那須岳
気象庁、仙台管区気象台、又は福島地方気象台	福島県（危機管理総室）	○	○	○	○	○	○
	福島県警察本部	○	○	○	○	○	○
	福島海上保安部	○	○	○	○	○	○
	福島森林管理署	○	○	－	－	－	○
	会津森林管理署	○	○	○	○	○	－
	東北地方整備局福島河川国道事務所	○	○	○	○	○	○

伝達官署の修正

福島県地域防災計画修正　新旧対照表（一般災害対策編）

章-節	現行	修正後	修正理由

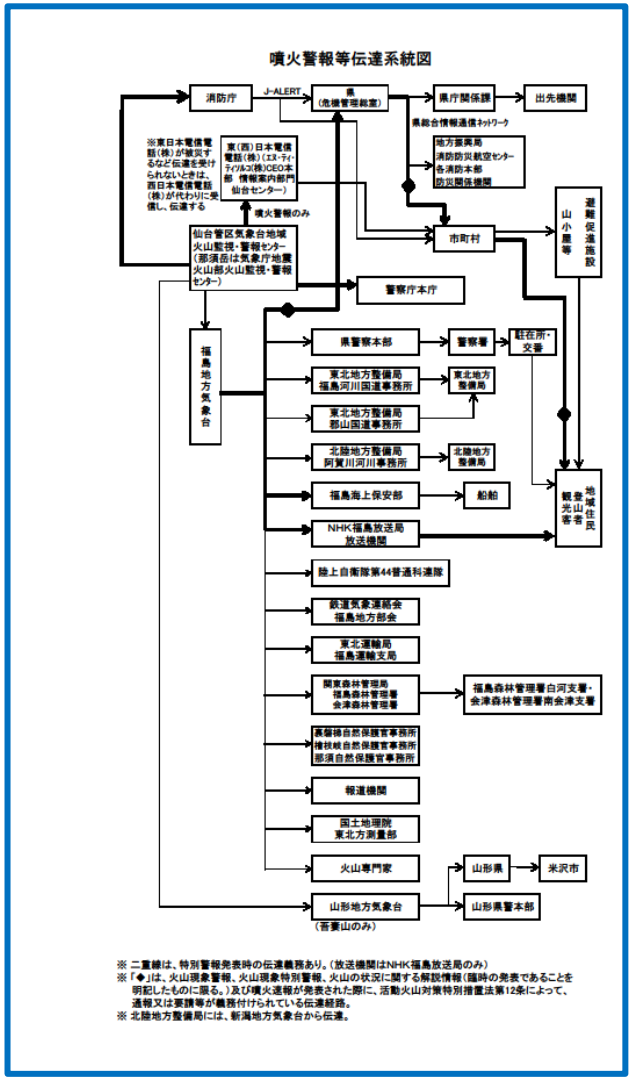
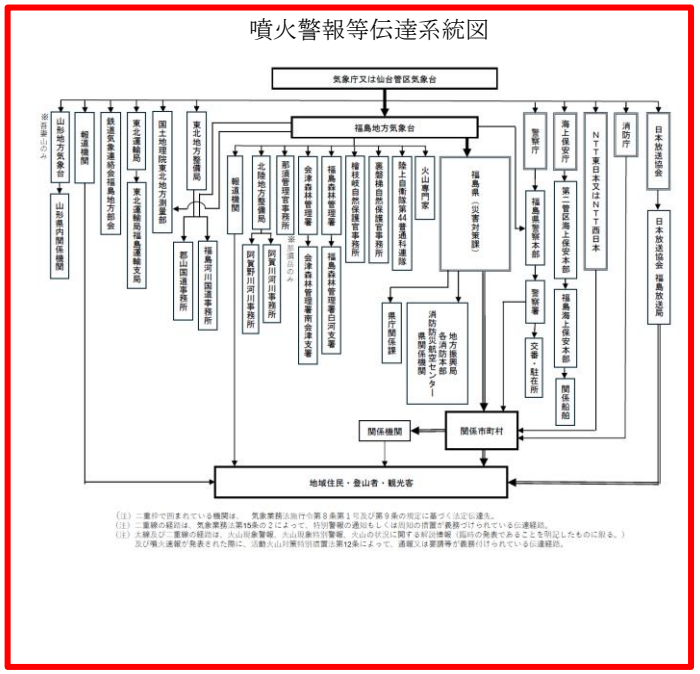
現行

	東北地方整備局郡山国道事務所	－	－	○	－	－	－
	北陸地方整備局阿賀川河川事務所	○	○	○	○	○	○
	裏磐梯自然保護官事務所	○	○	○	－	－	－
	檜枝岐自然保護官事務所	－	－	－	○	－	－
	那須管理官事務所	－	－	－	－	－	○
	東北運輸局福島運輸支局	○	○	○	○	○	○
	国土地理院東北地方測量部	○	○	○	○	○	－
	陸上自衛隊第 44 普通科連隊	○	○	○	○	○	○
	新聞・ラジオ・テレビ報道機関	○	○	○	○	○	○
	鉄道気象連絡会福島地方部会	○	○	○	○	○	○

修正後

	東北地方整備局郡山国道事務所	－	－	○	－	－	－
	北陸地方整備局阿賀川河川事務所	○	○	○	○	○	○
	裏磐梯自然保護官事務所	○	○	○	－	－	－
	檜枝岐自然保護官事務所	－	－	－	○	－	－
	那須管理官事務所	－	－	－	－	－	○
	東北運輸局福島運輸支局	○	○	○	○	○	○
	国土地理院東北地方測量部	○	○	○	○	○	－
	陸上自衛隊第 44 普通科連隊	○	○	○	○	○	○
	新聞・ラジオ・テレビ報道機関	○	○	○	○	○	○
	鉄道気象連絡会福島地方部会	○	○	○	○	○	○

福島県地域防災計画修正　新旧対照表（一般災害対策編）

章-節	現行	修正後	修正理由
			伝達系統の変更を反映